

三鷹市組織規則等の一部を改正する規則

(三鷹市組織規則の一部改正)

第1条 三鷹市組織規則(昭和46年三鷹市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第8条企画部の部企画経営課の款企画調整係の項中第26号を第27号とし、第14号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第13号の次に次の1号を加える。

(14)まちづくり応援寄付金に関すること。

第8条生活環境部の部ごみ対策課の款第15号中「公衆便所」を「公衆トイレ」に改める。

第8条スポーツと文化部の部芸術文化課の款中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7)星と森と絵本の家に関すること。

第8条健康福祉部の部障がい者支援課の款障がい者支援係の項第2号中「の管理運営及び補助」を「(北野ハピネスセンターを除く。)の連絡調整及び助成等」に改め、第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10)北野ハピネスセンターの管理運営に関すること。

第8条健康福祉部の部高齢者支援課の款高齢者支援係の項第3号中「老人保健施設」の右に「(牟礼老人保健施設を除く。)の連絡調整及び助成」を加え、第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9)牟礼老人保健施設の管理運営に関すること。

第8条都市整備部の部水再生課の款中「及びポンプ場」を「、ポンプ場及びゲート施設」に改める。

(三鷹市公印規則の一部改正)

第2条 三鷹市公印規則(昭和42年三鷹市規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中第69号及び第70号を削り、第71号を第69号とし、第72号から第82号までを2号ずつ繰り上げ、第83号を削り、第84号を第81号とし、第85号から第91号までを3号ずつ繰り上げる。

(三鷹市物品管理規則の一部改正)

第3条 三鷹市物品管理規則（平成4年三鷹市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、三鷹市北野ハピネスセンター」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。